

第 5 2 号 議 案

足立区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区長等の退職手当に関する条例（昭和 3 4 年足立区条例第 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条の表区長の部中「1 0 0 分の 5 0 0」を「1 0 0 分の 4 5 0」
に改め、同表副区長の部中「1 0 0 分の 3 5 0」を「1 0 0 分の 3 1 5」
に改め、同表教育長の部中「1 0 0 分の 3 0 0」を「1 0 0 分の 2 7 0」
に改め、同表常勤の監査委員の部中「1 0 0 分の 2 0 0」を「1 0 0 分
の 1 8 0」に改める。

付 則

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（ 経 過 措 置 ）

- 2 この条例による改正後の足立区長等の退職手当に関する条例の規定
は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同
日以前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（ 提 案 理 由 ）

区長等の退職手当の支給率を改定する必要があるので、この条例案を
提出いたします。